
SAMPLE

保証書

株式会社スイコウ

SAMPLE 保証書

様

別紙アフターサービス基準に基づき、保証内容に該当するものが認められた場合、弊社(請負者)にて無償で補修又はお取替えすることを保証いたします。

工事発注者	氏名	
	工事物件住所	
	工事内容	
請負者	会社名	
	住所	
	代表者名	
保証期間	年 月 日より5年間	

SAMPLE

アフターサービス基準

この度は弊社に工事ご発注いただき誠にありがとうございました。弊社では該当実施工事部分について以下の保証内容の事象が生じた場合補修又はお取替えをいたします。

保証期間経過後のアフターサービス費用及び適用除外に関しましてはお客様のご負担となりますのであらかじめ御了承ください。

尚、次の事項に該当する場合は保証内容の適用除外となります。

保証内容に該当しない場合

地震、噴火、洪水、台風、落雷、暴風雨、豪雨等の自然現象による変形・破損等

地盤の変動、土砂崩れ等の地盤組織、地質又は地形により生じた変形・破損等

火災、爆発、暴動等偶然かつ外来による変形・破損等

工事物件使用者又は所有者の著しく不適切な維持管理、使用上の不注意により生じたもの、通常予測される使用状態と著しく異なる使用により生じたもの

工事物件の性質による結露または瑕疵によらない自然の割れ、反り、消耗、磨耗、さびカビ、変質、変色、退色、汚れ等によるもの

過度の冷暖房使用により発生した変質、変形、カビ、しみ等

第三者の行為に起因して生じたもの

引渡後の現状変更、二次工事(増改築等)に起因して生じたもの

< 保証内容 >

項目	基本的性能	保証内容
軸組 (土台、柱、はり、筋、筋かい等)	荷重の支持	軸組み(枠組み)の傾斜、たわみ、破損などによる機能上支障をきたしているもの [現象] ・柱、梁、壁の構造亀裂、ねじれ、脱落等が生じている ・住居が傾斜し、生活に支障をきたす場合 [適用除外] ・性能上支障のない、木材の乾燥による亀裂
床組 梁、大引、根太 (表面仕上材及び部分を除く)	荷重の支持	構造上の不陸、たわみ、破損などによる機能上支障をきたしているもの [現象] ・住宅が傾斜し、生活に支障をきたす場合 ・構造材に著しく影響を与える亀裂が発生した場合
屋根 (下地・小屋組をいう)	荷重の支持	屋根のたわみ、破損、亀裂が著しく、構造上支障をきたす場合
屋根 (下地・小屋組をいう)	防水	雨漏り
防水工(水廻り部分)	防水	通常の使用状態での漏水
外部金物工事 (水切、雨押え部分)	防水	雨漏り
排水工事 (配管部分)	防水	漏水
ベランダ防止工事	防水	漏水
住宅設備機器 (弊社が設置したもの)	メーカー保証	発生した不具合はメーカーの保証内容に準ずる
[免責事項]	<p>次の場合に発生した不具合については弊社(請負者)に保証責任はありません</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 白蟻等の食害が原因の場合 2. 重量車両の通行による振動が原因の場合 3. 植物の根等の成長が原因の場合 4. 竣工後、ベランダ、物干し、水槽等の重量物を屋根に載せ又は弊社以外の法人又は者がそれらの取付工事やアンテナ工事等で屋根の上に上がることにより損傷を与えた場合 5. 年月の経過により木材等の自然収縮に起因する多少の隙間、ひび割れ、段差凹凸、床鳴り等 	